

平成20年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年3月21日(金)

議事日程(第5号)

平成20年3月21日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第41号
日程第 2 議案第42号 常陸太田市教育委員会委員の任命について
日程第 3 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
日程第 4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
日程第 5 議員提案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
日程第 6 議員提案第2号 議員定数等調査特別委員会の設置について
日程第 7 所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
日程第 2 議案第42号(提案理由説明・採決)
日程第 3 議案第43号(提案理由説明・採決)
日程第 4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
日程第 5 議員提案第1号(提案理由説明・討論・採決)
日程第 6 議員提案第2号(提案理由説明・質疑・採決)
日程第 7 所管事務調査について

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君

25番 生田目 久 夫 君

26番 宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	高 橋 正 美 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	岡 本 一 美 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 谷 利 行	副参事兼総務係長	吉 成 賢 一
次長兼議事係長	菊 池 武	議 事 係 主 任	矢 部 恵 二

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成19年度定期監査報告書及び行政監査報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第1号から議案第41号まで41件を一括議題として、各常任委員会及び予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び予算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第3号常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第4号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第5号常陸太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第7号常陸太田市金砂郷地区固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市水府地区及び里美地区固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第8号常陸太田市手数料条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第12号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第17号常陸太田市ハイテクパーク金砂郷工業団地環境整備基金の設置，管理及び処分に関する条例の廃止について，原案可決すべきものと決定。

議案第22号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告申いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次，文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。関英喜君。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第1回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査の結果の順にご報告いたします。

議案第1号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の制定について，原案可決すべきものと決定。

議案第2号常陸太田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第6号常陸太田市地域福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第9号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第10号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第11号常陸太田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第14号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。次のページに参ります。

議案第15号常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第18号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第19号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第23号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第24号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次、産業水道委員長高星勝幸君の報告を求めます。高星勝幸君。

〔産業水道委員長 高星勝幸君登壇〕

産業水道委員長（高星勝幸君） 産業水道委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第16号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第27号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第29号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次、建設委員長沢畠亮君の報告を求めます。沢畠亮君。

〔建設委員長 沢畠亮君登壇〕

建設委員長（沢畠亮君） 建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第1回常陸太田市議会定例会において、

本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第20号常陸太田市道路線の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第21号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第25号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第26号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第28号平成19年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高木将君) 次、予算特別委員長茅根猛君の報告を求めます。茅根猛君。

[予算特別委員長 茅根猛君登壇]

予算特別委員長(茅根猛君) 予算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成20年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第30号平成20年度常陸太田市一般会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第31号平成20年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第32号平成20年度常陸太田市老人保健特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第33号平成20年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第34号平成20年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第35号平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第36号平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第37号平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第38号平成20年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第39号平成20年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第40号平成20年度常陸太田市水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第41号平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第1号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第30号、議案第31号、議案第33号、議案第41号、以上9件について討論の通告がありますので、発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第30号平成20年度常陸太田市一般会計予算、議案第31号国民健康保険特別会計予算、議案第33号後期高齢者医療特別会計予算を初め、議案第1号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第41号の工業用水道事業会計予算、以上9件について、反対の立場から討論を行います。

政府が進めてきた構造改革路線は、国民の中に格差と貧困をもたらし、その現象が拡大しています。また、国民の暮らしと痛みと全く無感覚であることは、社会保障を次々と切り捨てる政府の予算案を見ても明らかです。このようなもとの、自治体のあり方をめぐって、住民福祉の機関であるという役割をしっかりと果たす流れか、それとも公平性、受益者負担の原則と言いながら、福祉を守る自治体の心を投げ捨てる役割かが問われています。

当市の新年度予算には、小学校3年生までの医療費助成や妊婦健診の助成の拡大、防犯灯の電気料金の公費負担など、市民の要求が反映しているものも見られるものの、全体として、自治体本来の役割を発揮しているとは言いがたい予算内容となっております。負担増などに苦しむ市民を直接応援するための抜本的対策をとらず、貧困と格差に正面から向き合い、それを是正する立場で市政運営を進めていく姿勢が感じとれません。

国の社会保障削減や税制の改革、原油などの高騰で、市民の暮らしはどうでしょうか。今、どこへ行っても、これ以上の負担はやめてほしい、国保税を引き下げてほしいと、まさに市民生活を反映した不安や怒りの声が上がりに、こうした声にこたえることが緊急に求められていると思

ます。高過ぎる国保税の引き下げ、独自の減免制度をつくることを求めます。

市民バスの1乗車200円の有料化も見直すべきです。買い物や通院のため利用されている市民から、週2回を1回に減らしたという声が聞こえます。昨年の同時期と比べて、ことし1月が3,469人で82.9%、716人の減、2月は利用者が4,101人で86.4%、646人の減、たった2カ月で1,362人の利用者が減っております。利用したいのに利用ができない。少ない年金受給者にとっては、1乗車200円の有料化の影響は大きいと思います。引き下げを求めます。

各種がん検診についても、受益者負担の原則などと言わずに、検診率を上げる上でも、また早期発見・早期予防のために、検診料の引き下げを図るべきだと思います。

放課後児童クラブ1人当たり5,000円、この利用料も引き下げて、働く家庭への子育て支援を行うべきです。

農業の問題では、米価の下落で農家の経営がいよいよ立ち行かなくなっていて、食糧自給率は39%まで下がりました。当市の基幹産業である農業については、農産物の価格補償を中心としながら、所得補償を組み合わせることで再生産を補償する、農家の経営をしっかりと安定させる支援が必要なのではないかと思っています。

住民サービスを低下させ、ひたすらため込む財政運営になってはいないでしょうか。さきに述べたように、市民の切実な願いが渦巻いているもとの、必要なところの予算を削ったりして、起債の返還や、まちづくりのため将来必要だからと、財源の手当が補償されるにもかかわらず、基金をため込んでいると思います。本来の自治体の役割を發揮し、血の通った暮らし、福祉を支援する予算であってほしいと思います。

議案第5号市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、私は議案質疑で、見直しの考え方、特殊性があるのか、ないのかという点で伺いましたが、15種類の特殊勤務手当を2つ残して13廃止することについて、中にはやむを得ない業務もありますが、13すべてにわたっての廃止は認められません。

議案第13号市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、条例の3条では、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な住宅を供給するため、市営住宅を設置する」とあります。この設置目的からいえば、市営住宅に入居を希望する市民だれもが安心して入居できる住宅を、低廉な家賃で提供することが行政の役割だと思います。連帯保証人の資格の見直しは、入居希望者のハードルを高くするものであり、認められません。

議案第1号後期高齢者医療に関する条例の制定及び議案第33号後期高齢者医療特別会計についてです。後期高齢者医療制度施行に5億1,130万円の予算が計上されました。同制度は、75歳以上を後期高齢者と決めつけ、ほとんどの方が年金から保険料を天引きされ、2年ごとに保険料は見直しされ、治療や検査内容を制限するものです。保険料を1年以上滞納すれば保険証を取り上げるというのは、国民健康保険でさえ行わなかった制度です。制度内容が知られるにつれ、年寄りには長生きするなど言うのか、こうした怒りが広がり、中止撤回や見直しを求める地方議会の意見書の採択も512自治体に達しています。

今、我が党を含む民主党、社民党、国民新党の野党4党は、4月実施予定の後期高齢者医療制度を廃止する共同の法案を衆議院に提出しました。国民の怒りを背景に、政府与党も実施前から一部凍結を言わざるを得ないなど、制度の破綻は明らかです。

しかし、市は国に対して中止を求めることもせず、私の質問では、制度を遵守し事業の円滑な推進を図っていくと答弁しております。制度の中止撤回を国に求めるべきです。

健康保険法等の一部改正に伴って、議案第9号、65歳から75歳未満の高齢者で一定の障害のある人が、後期高齢者医療制度に加入の対象になりますが、加入しない場合はマル福の適用除外となり、これでは事実上、健康保険や国保に残ることができず、後期高齢者医療制度に加入が強制されることとなります。選択の余地がありません。マル福が外れて、新たに保険料が発生する制度改正です。

議案第10号、70歳から74歳の病院窓口負担1割から2割への引き上げについても、反対いたします。

失礼いたしました。反対討論を続けます。

議案第31号国民健康保険特別会計についてです。国保加入者にとって、従来の医療分と介護分に加え、後期高齢者支援金分を負担することとなります。予算では、一般会計からの繰入金、その他繰入金3億2,520万4,000円を含む5億8,302万9,000円で、昨年度より1億6,193万4,000円ふやし、基金からの繰り入れも昨年度から9,386万7,000円ふやして、3億9,882万5,000円となっています。

後期高齢者医療制度等の医療制度の改正で、税率はそのままで、1年間様子を見るということですが、基金はほとんど住民が負担している保険料からの積立です。今でさえ高い保険税を市民は苦勞して納めております。高過ぎて払い切れず、窓口全額負担の資格証の発行世帯も少なくありません。保険税が払えない世帯にとって、窓口全額負担で医療費が払えないのは十分予想されます。基金は、保険税の引き下げに反映させるべきです。

賦課限度額が56万円から59万円になり、3万円引き上げられます。限度額の引き上げに反対します。

議案第41号工業用水道事業会計予算についてです。給水事業所数は依然として4社で、事業収益が前年度比で16.4%のマイナスで計上されております。一般会計からは4,000万円の多額の繰り入れをする中で事業が成り立っており、企業会計として認められません。近いうちに機械設備等の耐用年数を迎えることにもなるでしょう。今後の工業用水道事業のあり方など、検討していかなければならないと思います。

以上、9件について反対の討論といたします。

議長（高木将君） 次、議案第30号から議案第41号まで、以上12件について討論の通告があります。発言を許します。11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 予算特別委員長の茅根猛です。発言のお許しをいただきましたので、私は、議案第30号から議案第41号までの一般会計及び各特別会計、企業会計予算12件につい

て、原案賛成の立場から討論を行います。

国の三位一体改革により、地方交付税の削減が行われ、地方自治体の財政状況は依然として厳しいものになっております。本市においても、依存度の高い地方交付税の縮小による地方財政への環境が、効率化で、持続可能な財政確保がますます厳しく、早急な転換が強く求められており、速やかな地域の一体性の確保とともに、市民サービスに徹して全力で取り組み、市民生活のさらなる向上に尽くさねばならないところであります。

2年目となる常陸太田市第5次総合計画では、「自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」との市の将来像の本格的な取り組みと、歳入歳出面の思い切った見直しを行い、効率的な財政確保と行政運営、さらには行財政の合理化・効率化に徹し、財政健全化に向けた事業の取り組みにご苦勞をされたことと思えます。

このような中で、特殊勤務手当の見直し、時間外勤務手当の縮減、交際費、消耗品費等の縮減、常勤特別職の給料の削減、定員適正化計画に基づく職員数の削減などにより、経常経費の徹底した節減合理化に努め、さらに、民間委託の推進と補助金の整理合理化等による経費の節減で、限られた財源の有効な活用を基本に、将来の健全な運営を念頭に緊縮型予算の編成に当たられたことに対し、敬意を表す次第であります。

平成20年度一般会計当初予算は231億5,900万円、前年度当初予算より2億7,700万円、1.2%の減となっております。新規事業としては、市民提案型まちづくり事業、地域コミュニティ自主活動応援事業、団塊世代コミュニティ事業、福祉手当の支給及び居宅生活支援事業、人間ドック・脳ドック健診に対する助成、乳幼児等インフルエンザ予防接種の助成、小学校3年生までの医療費助成と乳幼児・妊産婦の医療入院自己負担の助成等々、そのほかにもさまざまな主要事業も計画されており、福祉、教育、文化、環境、産業と、市民生活向上に向けた幅広い対応と格差是正の解消と、極めて細部にわたっての市民本位の編成とも言えるものであります。

また、特別会計の総額は148億2,536万円、企業会計20億1,771万円、各会計の予算を合計いたしますと400億208万4,000円で、一般会計、各特別会計、企業会計が、安定した事業運営の確立を図れるよう計画されており、本市が誇る「地域環境」、潜在力である「豊かな自然」、「あふれ出るまごころ」を生かして、市民の要望にこたえた各種事業が積極的に展開されようとしております。

最後に、これらに対する事業予算は、市民ニーズと合致しており、議員各位におかれましてもご理解を賜りまして、議案第30号から議案第41号までの12件につきまして、原案のとおり可決されますようご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（高木将君） 次、議案第30号について討論の通告がありますので、発言を許します。
25番生田目久夫君。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番（生田目久夫君） 25番生田目久夫でございます。議案第30号平成20年度常陸太田市一般会計予算について、反対討論をいたします。

初めに、まず民生費、里美クリーンセンター整備事業で6億1,496万円、合併特例事業です。仮称常陸太田市再生汚泥センター更新工事、平成19年度から20年度、里美クリーンセンター高負荷脱窒素処理方式プラス高度処理を、浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式プラス高度処理の汚泥再生処理センターを更新するとの事業であります。

これは、現行クリーンセンターの老朽化により、整備事業として補助金の支出項目を探索していたが、ほとんど皆無であり、たどり着いたところに、今度の事業つき補助金であったことから、当初考えていたことと相違していたが、他になかったためにあえて仮称常陸太田市再生汚泥処理センター更新工事と称して推進をするものであるとのことを伺っております。

また、仲間と現地に出向き、センター状況及び周辺住民の声等も伺ってきました。地域住民の声は、職員も一、二名程度しか見えず、最近稼働していないのではないかと、地域としては不要ではないのか、臭気等が薄らいでおり、環境もよくなっているのではないかと等、ほか言われております。また、里川下流地区にある私たち太田住民の健康の源である飲料水の水がめであります。さらには、水戸市、東海村等でも、里川を介して久慈川水を飲料水としているため、問題視されているようでもあります。

必要不可欠の事業であるならば、金砂郷地区に立地している現行処理施設を改良整備することでも可能であり、経費的にも削減が見込まれるものと考えます。

当市は、環境を重視すると言っておきながら、また住民への説明責任も果たすと言って、担当部署を設置しておき、話し合いをしたいとした協働のまちづくりをすると言っておきながら、住民の意向も聞かずに、行政主導というか、住民不在の推進策であると言っても過言ではないと考えております。合併しての各種施設の見直し、特に新規に作成する場合は、なぜあの地域なのか、目的は何か、補修による再使用の投資効果の算定を考える機会ではなかったのか。

次に、土木費、駅周辺整備事業に3億3,145万5,000円の合併特例事業を計上し、暫定駅前広場整備工事、駐輪場移設工事、ペDESTリアンデッキ撤去工事、用地取得、家屋樹木補償金等事業が提示されております。

ご承知のとおり本事業は、前渡辺市長時代から、駅周辺の住民には、駅舎と列車のスムーズな運行にかかわる清掃と環境整備にご協力をいただいております、地権者の意向をよく聞きながら敢行をしたいと推進をしてきた事業でもあります。

しかし、日立電鉄株式会社の平成17年3月に営業廃止となり、各種影響を与えておりました。突然に昨年5月17日と18日に、山下町集会場において説明会を開催して、駅前の交通渋滞の緩和と交通事故防止をしたいとして、駅前交差点をシンプル化して、スクランブル交差点を提示すると、当市の都市計画課長が一声でありました。会場からは、笑いともとれない、苦笑いが出たことは、ご出席の皆さんはよくご承知のとおりであります。そのわけは、当市の財政状況をどこまで承知しているのかという発言、学生さんは反対方向からの出入りとなることから、スクランブル交差点はだれが利用するのか、何を考えてのことかという光景でもありました。当市の担当課長の言うスクランブル交差点は、我が国全県を聞いても、両趣旨全部に匹敵してもいないと考えております。それだけに不要な交差点であると考えなければなりません。

山下町会の署名した方たちの意向は、現在、上位機関において、国道293号バイパス整備の推進、県道日立笠間線のトンネル化による国道349号線への接続、金砂郷小島地区久慈川にかかる仮称木島橋の今年12月に供用開始の予定の事業計画が推進されており、その結果を見てからの事業計画を推進したほうが、当市の財政を考えたときには正しい判断ではないのかという意思決定のあかしでありました。ご承知のとおり、現在、JR系運行は1時間に1本程度の動向であり、また、3社タクシー乗務員も異口同音に、人の交流がなければタクシーも動かずであり、生活ができないと嘆いております。これらの立証することは、JRを利用しての人がいないということになるのではないのでしょうか。大久保市長市政計画の駅周辺整備によるスクランブル交差点の必要性はないということが、結論になるということでもあります。

また、20年度予算に関係することから進言します。昨年9月議会での私の一般質問に対する答弁で、1つ、「今まで国や県に対して、交通事故対策としてどうしても進める必要があるということでお話を申し上げてまいりました。そして、予算措置につきましてもおおむねはついたという状況下でございます」。

2つ、「一方、これは常陸太田市だけがその要望の原点に立っているわけではございません。要望を踏まえて、国土交通省が最近……その背景は、車が1億台1キロ走る常陸太田駅前交差点を中心に、そこでの死傷事故の発生率が715.2件発生をいたしております。これは、交通戦争と言われた昭和40年代と同じ単位での数値300件の2倍以上を超える死傷事故の発生交差点として、国土交通省としては、優先的に投資をして改良する交差点ということで挙げられているところであります」と明言をされております。

3つ、また、「これからの市の都市計画審議会、そしてまた、その後に関われます県における都市計画審議会、そこでご承認をいただきました後には、これに関します予算を平成20年度に計上いたしまして、議員の皆様のご審議をいただいて、ご承認をいただければ進めてまいりたいというふうに思っているところであります」との市長答弁でもあります。

これらを聞いていると、流れからは、疑問を持たない、関心のない人、知らない人、執行部の提案はすべて正しいと理解している人がいるやに聞いておりますが、私は、議会人は執行部のチェックマン、国政で言う会計検査院の職責もあるんじゃないでしょうか。立派な検査官でもあります。

そこで、疑問を持つ関係者、友人と話し合い、調査をしましたところが、市長答弁にもありました、1、国土交通省が最近発表した書類の中に常陸太田市駅前が挙げられているとのことを国土交通省に確認したら、「私たちは常陸太田駅前に関しての資料は出していないし、そのような業務は管轄外であり、関知はいたしておりません。なぜ常陸太田駅前を整備しなさいということなのか、考えてみていただきたいものだ」との担当者の回答書を見ております。

2、当市駅前での死傷事故発生率は715.2件と発生をいたしておりますとのことは、計算式の記載書類をいただき、説明も受けましたが、式に対応させる各種数値の精度が不詳である。また、駅前での死傷事故率715.2件の数値、起源の基礎値は、当時、久米地区1700番地の交通量を採用したとの書類も入手し、説明を受けておることも確認をしております。大久保市長の

答弁にある国土交通省が発表した内容の記載の書類はどの書類なのか、改めて提示をして説明をいただきたい。また、駅前死傷事故発生率の基本数値が、久米地区と異なっていることも、数字的に相違することから審議の対象外であり、審議ができないものと考えております。

3番、当市の都市計画審議会の結果についても、執行部からの改めて説明もなく、議事録の提出要求をしましたが、ありませんとの回答を担当部局よりいただいております。また、審議会委員の方にお会いして伺いましたが、議会議員の方は、意見を聞かれたので、山下町から407名の反対署名が出ていることを重く考慮すべきであると述べたということでもあります。当審議会の結論がどのような方向で決せられたのかは不詳ですが、駅前周辺整備は実行するのみとの、関係住民不在での推進であると考えざるを得ません。

以上、提示したことは、大久保市長の答弁の疑問事項を言われた先方に照会をしており、結果はいずれも内容に疑問が発生しております。私どもには、各項とも担当者の回答書をいただき、保管してありますので、すべて当市にとって極めて重要な行為であります。特に、今回の駅周辺整備事業の市長答弁には、利用した書類の出所の不詳により、正確度に問題があると判断して、反対をいたします。そして、今後とも調査を推進して結果をまとめ、担当部局との調査会議を進行し、正確度の精査をいたします。

最後に、大久保市長が答弁に利用した国土交通省の発行した書類、非常に相違があり、信憑性に欠けると言わざるを得ません。

以上、反対の意見を述べ、討論といたします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第1号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第1号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第2号常陸太田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について、議案第3号常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について、議案第4号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、以上3件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号まで、以上3件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第5号常陸太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第5号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第6号常陸太田市地域福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市金砂郷地区固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市水府地区及び里美地区固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市手数料条例の一部改正について、以上3件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第8号まで、以上3件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第9号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第9号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第10号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第10号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第11号常陸太田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上2件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、議案第12号、以上2件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第13号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第13号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第14号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、議案第15号常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第16号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第17号常陸太田市ハイテクパーク金砂郷工業団地環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第18号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第19号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第20号常陸太田市道路線の廃止について、議案第21号常陸太田市道路線の変更について、議案第22号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、議案第23号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第24号平成19年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第25号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第26号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第27号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第28号平成19年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第29号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号）について、以上16件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第29号まで、以上16件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第30号平成20年度常陸太田市一般会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第30号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第31号平成20年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第31号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第32号平成20年度常陸太田市老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第33号平成20年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第33号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第34号平成20年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第35号平成20年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第36号平成20年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第37号平成20年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第38号平成20年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第39号平成20年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、議案第40号平成20年度常陸太田市水道事業会計予算について、以上7件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第40号まで、以上7件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第41号平成20年度常陸太田市工業用水道事業会計予算については、委員長報告のお

り、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第41号については、原案可決することに決しました。

日程第2 議案第42号

議長（高木将君） 次、日程第2、議案第42号常陸太田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 人事案件につきましてご提案を申し上げます。議案第42号常陸太田市教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を常陸太田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成20年3月21日提出、常陸太田市長名。

記。住所、常陸太田市小目町2063番地。氏名、庄司敬一氏。生年月日、昭和36年10月11日でございます。

提案理由でございますが、常陸太田市教育委員会委員石川文一郎氏が、平成20年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を任命するため提案するものでございます。

次ページをお開きいただきます。庄司敬一氏の略歴につきまして記してございます。学歴、昭和55年3月茨城県立太田第一高等学校卒業。職歴、平成17年1月現在、庄司観光梨園代表、現在に至っております。

なお、この略歴につきましては、従前の書式に従いまして提出をいたしておりますが、ご判断をいただきますために、経歴につきまして少し追加をさせていただきたいと思っております。

庄司敬一氏の主な経歴でございますが、茨城県農業経営士、そしてまた常陸太田市認定農業者として、認定農業者の会の事務局長をただいましております。認定農業者10人でつくります常陸太田おいしい会の会長を務めているところでございます。市関係の主なものにつきましては、常陸太田市都市計画審議委員、さらに常陸太田市地産地消推進協議会委員をお願いしているところでございます。庄司氏の学校関係では、それぞれの地域での小学校のPTA会長、あるいは中学校の副会長等を歴任されております。さらに、青年会議所関係では、F I T圏、すなわち福島・茨城・栃木県の青年会議所の連絡協議会会長を平成13年度に務めているところでございます。

ご同意のほどをよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号常陸太田市教育委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議案第43号

議長（高木将君） 次、日程第3、議案第43号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 人権擁護委員の候補者につきましてご提案を申し上げます。

議案第43号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成20年3月21日提出、常陸太田市長名。

記。住所は常陸太田市小島町1738番地。氏名、永井暉人氏。生年月日、昭和12年11月16日。

提案理由でございますが、人権擁護委員永井暉人氏が、平成20年6月30日をもって任期満了となるので、その後任委員の候補者を推薦するため提案するものでございます。

次ページをお開きいただきます。永井暉人氏の略歴については、その記載のとおりでございます。平成14年7月から人権擁護委員として現在に至っているわけでございます。再任でございます。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結させていただきます。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号については、原案同意することに決しました。

日程第4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

議長（高木将君） 次、日程第4、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

平成19年11月22日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に1名の欠員が生じたこととなりました。これに伴って、平成20年1月25日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示されました。候補者の推薦届け出の受付を行った結果、市議会議員から選出される広域連合議会議員の推薦候補者が、選挙すべき人員1人を上回ったため、県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第3項の規定により、県内すべての市議会における得票総数により当選人の決定することとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知はいたしません。

お諮りいたします。

選挙の結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者名及び得票数を報告することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者名及び得票数を報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（高木将君） ただいま、出席議員は26名であります。

候補者名簿を配付いたします。

〔事務局候補者名簿を配付〕

議長（高木将君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

議長（高木将君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔事務局投票箱を点検〕

議長（高木将君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 木村郁郎君	2番 深谷涉君
3番 鈴木二郎君	4番 荒井康夫君
5番 益子慎哉君	6番 深谷秀峰君
7番 平山晶邦君	8番 成井小太郎君
9番 福地正文君	10番 高星勝幸君
11番 茅根猛君	12番 菊池伸也君
13番 関英喜君	14番 片野宗隆君
15番 平山伝君	16番 山口恒男君
17番 川又照雄君	18番 後藤守君
19番 黒沢義久君	20番 小林英機君
21番 沢嶋亮君	22番 立原正一君
23番 梶山昭一君	24番 高木将君
25番 生田目久夫君	26番 宇野隆子君

議長（高木将君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

議長（高木将君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

7番 平山晶邦君 20番 小林英機君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（高木将君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 26 票

無効投票 ゼロ票

有効投票中、

堀越道男君 3 票 篠原新一郎君 23 票

以上のとおりであります。

この選挙結果については、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 8 条の規定に基づき、直ちに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙選挙長へ文書をもって報告いたします。

日程第 5 議員提案第 1 号

議長（高木将君） 次、日程第 5、議員提案第 1 号道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18 番後藤守君。

〔18 番 後藤守君登壇〕

18 番（後藤守君） お許しをいただきましたので、議員提案第 1 号について、配付してあります文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第 1 号道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第 99 条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成 20 年 3 月 21 日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守。賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢畠亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、国においては現行の道路特定財源関連法案を年度内に成立させるよう、意見書をもって要望するものである。

次のページへ参りまして、道路特定財源確保に関する意見書(案)。道路整備は市民生活の利便、安全安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものである。現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など、市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約 9,000 億円の税収の減が生じ、さらに、地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせ

て1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。こうしたこととなれば、当市では約7億円の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難になるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、救急医療体制や教育、福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことになる。よって、国において、現行の道路特定財源関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月21日、常陸太田市議会。提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、国土交通大臣あてとなります。

以上ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 議員提案第1号道路特定財源の確保に関する意見書の提出について提案がございましたけれども、私は、道路特定財源の確保に関する意見書案に反対する立場から討論を行います。

政府は、今後10年間で59兆円という道路の中期計画素案を前提に、揮発油税などの道路特定財源制度と暫定税率の10年延長を提案しております。道路特定財源制度ができてから54年、暫定税率が導入されてから34年がたち、むだな道路をつくり続ける自動装置になっているこれらの制度を、この上10年間も延長する道理はありません。中期計画素案の半分は、全国1万4,000キロの基幹ネットワークや、7,000キロの地域高規格道路などの高速道路整備が占めており、通学路の歩道整備やあかすの踏み切り対策などは、計画全体の数%に過ぎません。

政府は今国会に、ガソリン税などの暫定税率を10年間延長する法律とあわせて、その税収の用途を道路建設に限定する道路整備財源特例法改定案を提出しています。同法案では、税収が道路整備費を上回る場合には一般財源に回すと規定したものの、道路特定財源のうち一般財源に回

る税収割合はわずか6%に過ぎず、そのわずかな一般財源部分も、道路関連費に使うよう用途が定められており、一般財源化と呼べる内容ではありません。

ただいまのこの意見書によれば、暫定税率が廃止された場合、当市では約7億円の減収が生じるとありますが、一般財源化することでむだな道路建設をやめれば、新たに自由に使える財源が生まれます。必要な道路であれば、新たに生み出された一般財源をそこに回せばよいのです。今こそ道路特定財源という仕組みを大もとから断ち切った上で、真に国民の利益に立った仕組みを構築すべきと考えます。

地方分権の推進と住民の利益最優先の立場に立って、議員の皆様のご判断を期待して、私の反対討論といたします。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

議員提案第1号道路特定財源の確保に関する意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

日程第6 議員提案第2号

議長（高木将君） 次、日程第6、議員提案第2号議員定数等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） お手元に配付してあります議員提案第2号議員定数等調査特別委員会の設置についてご提案申し上げます。

議員提案第2号議員定数等調査特別委員会の設置について、上記について、別紙のとおり常陸太田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。平成20年3月21日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守。賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢島亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、常陸太田市議会の議員の定数等について調査研究を行うため、本委員会の設置について提案するものであります。

次のページへ参りまして、議員定数等調査特別委員会の設置について。常陸太田市議会委員会条例第6条の規定により、12人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、常陸太田市議会の議員の定数等についてをこれに付託し、調査が終了するまでの間、閉会中も継続するものとする。

以上提案申し上げます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 20番小林英機でございます。議員定数等調査特別委員会の設置について質疑をいたします。

2点ほど質疑をいたします。

第1点は、議員定数等とありますが、この「等」の日本語の意味はどういう意味なのかお尋ねをいたします。また、「等」の中にはどういったものが具体的に含まれるのか、お尋ねをいたします。

第2点について質疑いたします。委員会条例第7条第1項は、特別委員は議長が会議に諮って指名するとあります。しかし、常陸太田市議会議員の会派及び代表者会議規程第5条第3号は、各種委員に関することを協議するとあります。特別委員会の委員は、この各種委員に該当いたします。会派代表者会議で定数とか各会派何名、無会派何名と協議することが義務づけられているわけであり。事実、会派構成を持っている議会はそのようになっているのであります。

議長は、会派代表者会議の結果を踏まえて、会議に諮って特別委員を指名するのが、法解釈としても正しい解釈であると思います。今回は、議員提案が上程される前に会派代表者会議は開催されていないのであります。会派代表者会議の開かれていない本議案が上程された理由と、会派代表者会議との関係についてお尋ねをいたします。

議長（高木将君） 18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） 2点の質疑がありましたが、定数等の「等」につきましては、過日の全員協議会の中で、議員の皆様にも私のほうからご説明申し上げた。また、詳しい内容につきましては、この後、特別委員会が採決されて決定すれば、その中で協議されると思います。

それから、委員の選出についてですが、現在、常陸太田市の議会の中で、会派というのは今まで1つでした。そういう中で、いろんな委員を選出するのは、委員会の中で先例としてやってきております。今回も、議会運営委員会の任期が、2年ですから今年の8月で任期満了になります。そうすれば、その後の委員の構成も、会派から選ばれるということになると思いますが、その後のことにつきましては、いろんな委員会の委員は、その新しい議会運営委員会の中で決められた方式で進むのではないかと理解しております。

以上です。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 第2回目の質疑を行います。

「等」の意味ですが、広辞苑によりますと、「等」の意味は、「等しいこと、同じこと」、それから「複数をあらわし、また、同類の他を省略するのに用いる言葉」とあります。そうしますと、

議員定数等と、これに当たる具体的なものはないんじゃないかと思うんです。そういう意味で、私はこの議員定数等の「等」を削除することをお尋ねいたします。

次に、第2点目ですけれども、今まで先例として常任委員会から一定数を選んだということですから、会派代表者会議規程がなれば、その先例も廃止されたということです。会派代表者会議は執行されているわけですから。会派代表者会議を全く無視して決めている、そういうことになるんじゃないかと思うんですけれども、その点お尋ねいたします。

議長（高木将君） 18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） ただいまの2回目の質問ですが、「等」については、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、2つ目の質問につきましては、私は、議会の運営委員長という立場で、また、議員の1人として今回の提案をしたわけで、会派代表者会議の主催者ではありませんので、その辺についてはご答弁できません。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 第3回目の質疑を行います。

会派代表者会議の招集権は議長が持っていますから、代表者会議が開けなかったというのは、議長が招集しなかったからということで理解してよろしいですか。

議長（高木将君） 18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） 3回目の質問にお答えします。

先ほど申しましたように、私は議会の運営委員長ですから、議長ではありませんから招集権がありませんので、それらについてはお答えはできませんということをお申し上げたわけです。

議長（高木将君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号議員定数等調査特別委員会の設置については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、深谷涉君，荒井康夫君，益子慎哉君，高星勝幸君，茅根猛君，菊池伸也君，関英喜君，平山伝君，川又照雄君，後藤守君，黒沢義久君，立原正一君，以上12人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人を議員定数等調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

議長（高木将君） この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時50分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長 平山 伝 君 副委員長 川 又 照 雄 君
以上であります。

日程第7 所管事務調査について

議長（高木将君） 次、日程第7，所管事務調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてありますとおり、総務委員会，文教民生委員会，産業水道委員会，建設委員会，議会運営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申し出のとおり決しました。

議長（高木将君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成20年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月6日から本日まで16日間の会期でありました。この間、平成20年度各会計当初予算を初め、専決処分の報告、条例の制定、条例の一部改正及び廃止、指定管理者の指定、市道路線の廃止及び変更、平成19年度各会計補正予算、人事案件など、合計47件について、原案のとおり承認、可決、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から深く感謝を申し上げる次第でございます。

審議の過程において、市政全般にわたる課題や新年度の施策等について、ご意見やご提言をいただきました。これらにつきましては十分に参酌をし、配慮してまいりたいと存じます。特に平成20年度予算の執行につきましては、経済情勢や国・県の施策の動向に注意しながら、施政方針に基づいて適正な執行に努めてまいります。

この際、あらかじめご了承いただきたいことがございます。平成19年度一般会計補正予算につきましては、特別交付税及び市債などの額の確定に伴いまして、議会を招集する時間的余裕が見込めないことから、専決処分によって処置させていただきたいと存じます。

なお、地方税法の改正につきましては、現在、国会において審議中でありますことから、これに伴う市税条例等の改正につきましては、審議状況により処置させていただきたいと存じます。ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄ご自愛をいただき、市政の円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 今期定例会は、3月6日から本日まで16日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重ご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成20年第1回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員